

【イメージ】四日市港ヒアリ類対策アクションカード

(港又は飛行場を所有又は管理する事業者)

<第1フェーズ 現場確認・サンプル採取>

① 生息状況調査または日常業務でヒアリ類の可能性のあるアリを発見!

- ・発見者はヒアリ担当者に連絡
- ・連絡をうけたヒアリ担当者は直ちに現場へ急行
- ・アリを刺激しないように関係者に指示

●発見箇所周辺の確認等

	チェック	作業内容	項目
(1)	<input type="checkbox"/>	生息範囲確認 (最大で半径10m程度)	状況 : <input type="checkbox"/> 地表面・出入り等 <input type="checkbox"/> コンテナ内外・付着等 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/>		写真撮影 (発見箇所・近辺・周囲の状況等)
(2)	<input type="checkbox"/>	疑いアリの撮影	複数パターン (遠景・近景・接写等)
(3)	<input type="checkbox"/>	サンプル採取	同定用として、可能な範囲で複数匹を確保する ▲ 「ヒアリ同定マニュアル」の「サンプルを採取する」を参考

▲ いずれの作業も安全に配慮し可能な範囲で行う

② ●疑いアリがコンテナに付着していた場合は、コンテナを動かさないよう 関係事業者へ協力依頼 (ヒアリ類でないと判断がなされるまで、または環境省の指示があるまで)

<第2フェーズ 簡易同定※1>

③ ●ヒアリ担当者によるアリの同定 (必要に応じて顕微鏡・LAMP法を活用)

↓ ヒアリ類の可能性あり
④及び⑤へ

↓ ヒアリ類の可能性なし
 ヒアリ類でない場合は、その旨を関係者へ報告 → **行動終了!**

④ ●写真による同定依頼

疑いアリのサンプルの拡大写真を撮影

↓

- ・以下に連絡、写真をメールし、簡易同定を依頼する
- 環境省 中部地方環境事務所 三重県 みどり共生推進課※2

→ ヒアリ類でない場合は、その旨を関係者へ報告 → **行動終了!**

ヒアリ類ではない

→ 環境省の指示に従い、サンプルを送付

ヒアリ類の可能性あり

土日等で連絡がつかない場合 → **ヒアリ相談ダイヤル：0570-046-110**

⑤ ●疑いアリの殺虫処理

- ・人的被害の可能性がある等の緊急時に限り、即効性のエアゾール剤等で殺虫する
- ▲ 上記以外の場合、即効性の薬剤を用いるとアリを周囲に拡散させる可能性があるので使用を避ける
- ・環境省の指示に従い、殺虫剤等による駆除等を行う

※1：簡易同定の詳細は、四日市港ヒアリ類対策マニュアルの「5.ヒアリ類の簡易同定」を参照

※2：同定は、三重県総合博物館が行う

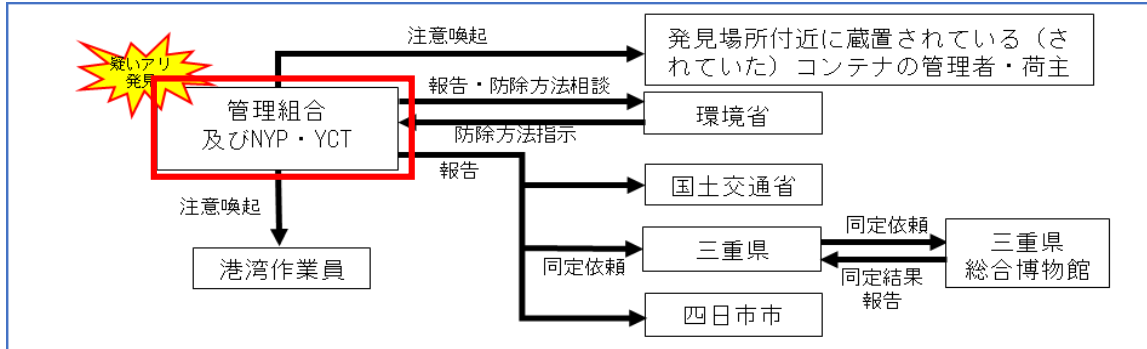
【ヒアリ担当者： ○課 ○○ ○○】
連絡先： TEL：***-***-***

【イメージ】四日市港ヒアリ類対策アクションカード

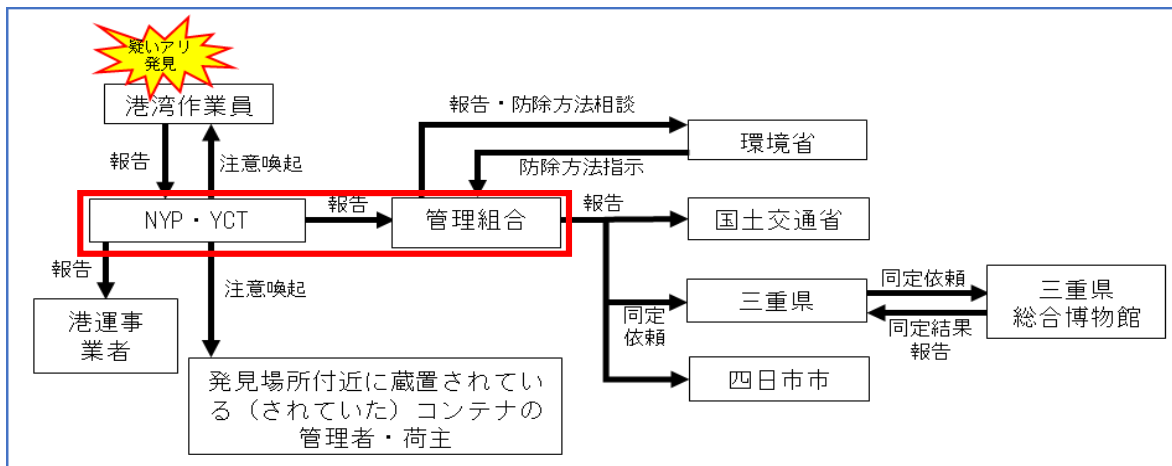
<第3フェーズ 関連する行政機関及び対象事業者へ連絡>

⑥ ●確認状況に応じて以下の連絡経路に従い関係各所に報告等を行う*

□ 管理組合及びNYP・YCTによる定期的な生息状況調査



□ コンテナターミナルの港湾作業員による日常業務時



・ 連絡先一覧

環境省 中部地方環境事務所	TEL : ***-***-***
三重県 みどり共生推進課	TEL : ***-***-***
四日市市 環境部 環境政策課	TEL : ***-***-***
国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所	TEL : ***-***-***
国土交通省 中部地方整備局 港湾管理課	TEL : ***-***-***
●●●会社 (港運作業員)	TEL : ***-***-***
●●●会社 (港運事業者)	TEL : ***-***-***
●●●会社 (コンテナ管理者)	TEL : ***-***-***
●●●会社 (荷主)	TEL : ***-***-***
	TEL :
	TEL :

以降は、環境省の指示に従い行動する

※詳細は、四日市港ヒアリ類対策マニュアルの「2.対象事業者が取り組むべき事項」>「(1) 全事業者共通」>「②疑いアリ発見時の対応」を参照